

設計要領（河川編）平成25年4月一部改訂

砂防編Ⅲ-96を以下のとおり差し替え

（誤）

2-2-3 透過部の設計

透過部断面は、平常時の土砂と水をスムーズに流し、かつ、土砂調節のために出水時に流水を堰上げることを目的とした断面とする。

透過部断面（スリット断面）は、透過部断面で計画対象流量を流下できる~~断面とすることが望ましい。~~
透過部断面で計画対象流量を流下できない場合は、河床変動計算もしくは水理模型実験によって透過部の形状等を決定する~~ことが望ましい。~~

【修正】表記の修正

Ⅲ-96

（正）

2-2-3 透過部の設計

透過部断面は、平常時の土砂と水をスムーズに流し、かつ、土砂調節のために出水時に流水を堰上げることを目的とした断面とする。

透過部断面（スリット断面）は、透過部断面で計画対象流量を流下できる場合は、「(5)透過部断面の高さ」に基づき決定するものとする（図 2-39 参照）。

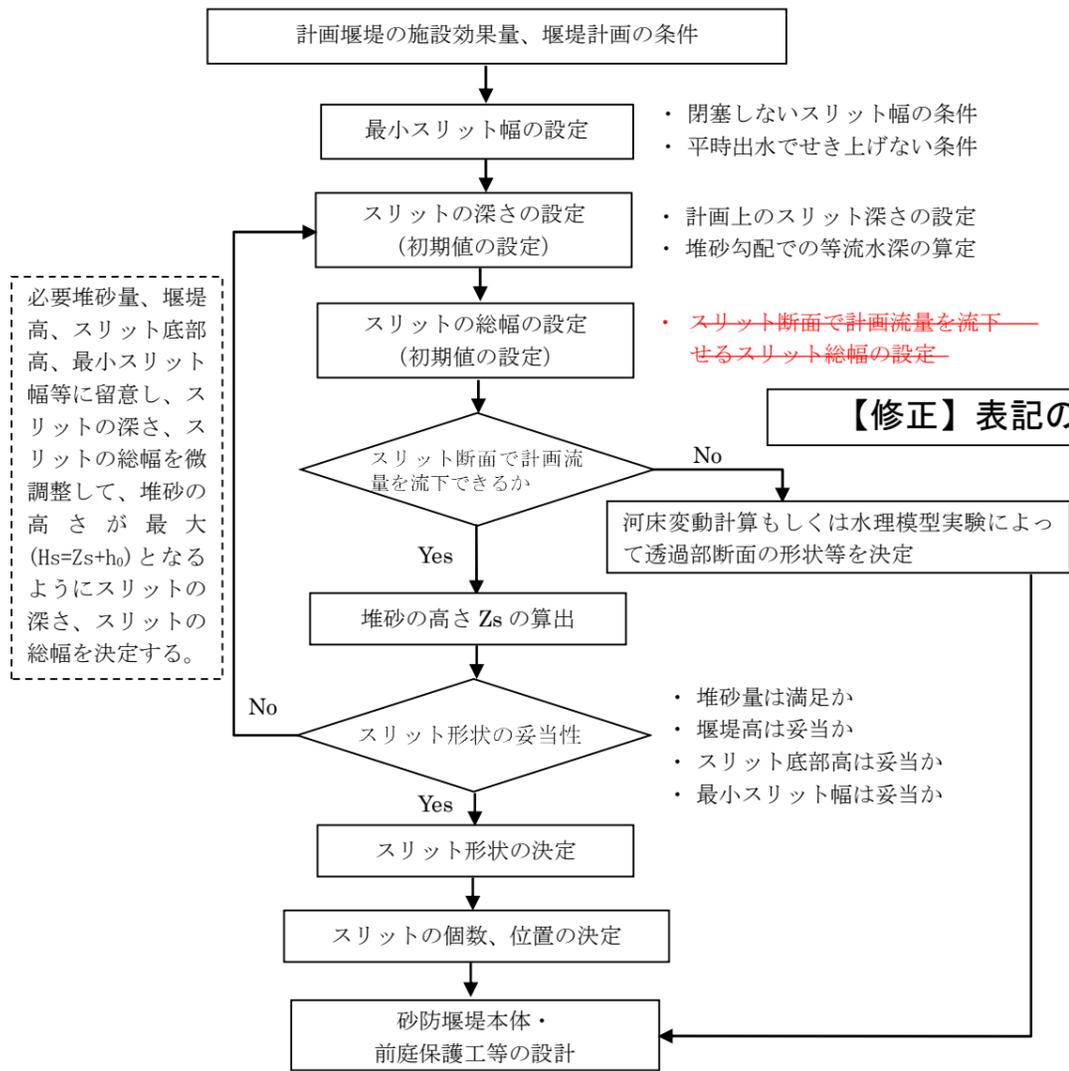
透過部断面で計画対象流量を流下できない場合は、河床変動計算もしくは水理模型実験によって透過部の形状等を決定するものとする。

Ⅲ-96

設計要領（河川編）平成25年4月一部改訂

砂防編Ⅲ-97を以下のとおり差し替え

(誤)

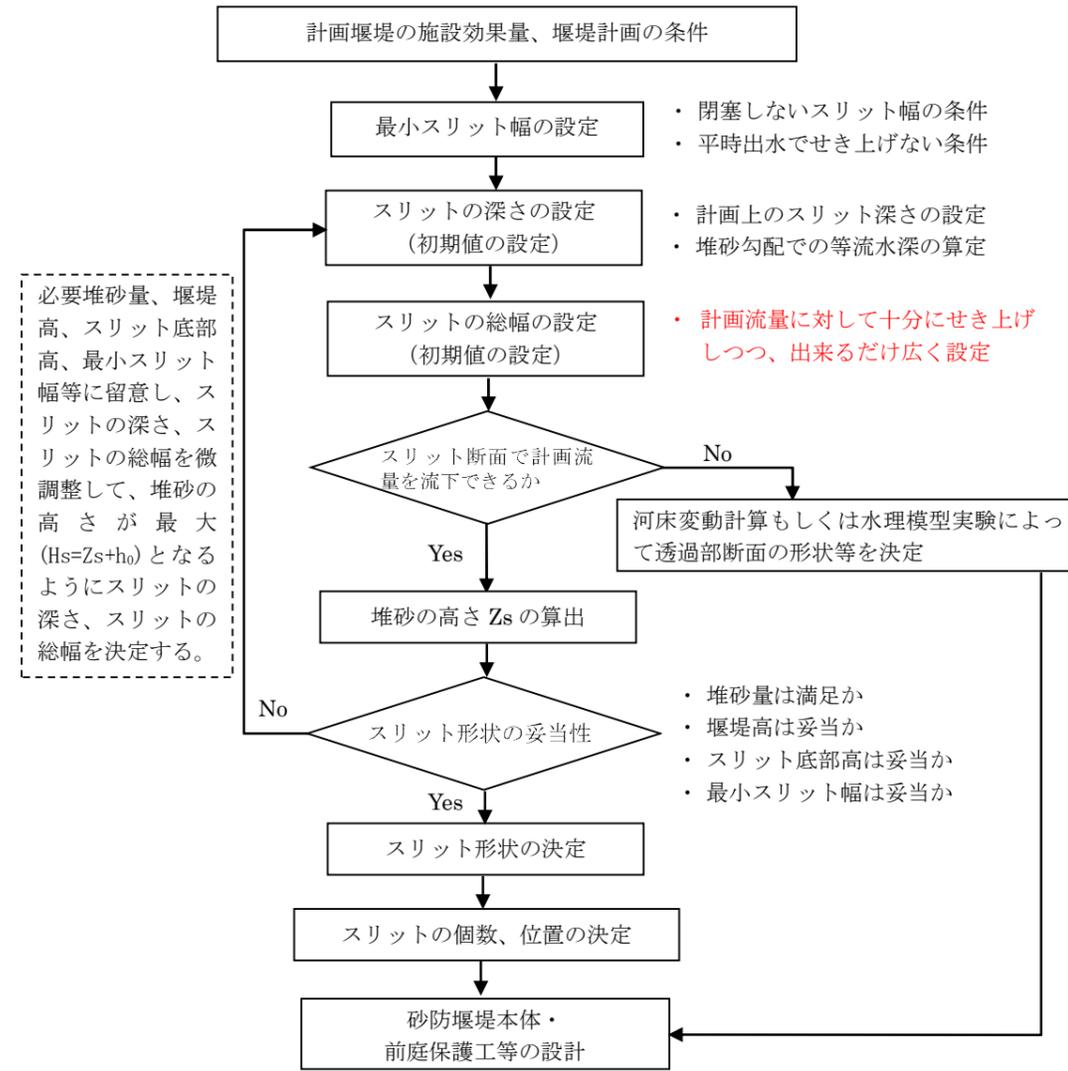


必要堆砂量、堰堤高、スリット底部高、最小スリット幅等に留意し、スリットの深さ、スリットの総幅を微調整して、堆砂の高さが最大 ($H_s=Z_s+h_0$) となるようにスリットの深さ、スリットの総幅を決定する。

【修正】表記の修正

図 2-39 透過部の検討フロー

(正)



必要堆砂量、堰堤高、スリット底部高、最小スリット幅等に留意し、スリットの深さ、スリットの総幅を微調整して、堆砂の高さが最大 ($H_s=Z_s+h_0$) となるようにスリットの深さ、スリットの総幅を決定する。

図 2-39 透過部の検討フロー

設計要領（河川編）平成25年4月一部改訂

砂防編Ⅲ-100を以下のとおり差し替え

（誤）

(6) スリットの総幅

土砂調節のためのスリット堰堤において、土砂調節が最大になるためには、スリット部が閉塞しないこと、計画規模洪水時と平時の出水時の水位変動差が大きくなること、また平時出水時に土砂堆積が生じないことが必要である。そのためには、スリット部の総幅は十分にせき上げしつつ、出来るだけ広く設定することが得策となる。

~~スリット部で計画流量を流下させる断面を確保するよう、初期のスリット深さをを用いてスリット総幅を設定する（初期のスリット総幅の設定）。~~

【修正】表記の修正

Ⅲ-100

（正）

(6) スリットの総幅

土砂調節のためのスリット堰堤において、土砂調節が最大になるためには、スリット部が閉塞しないこと、計画規模洪水時と平時の出水時の水位変動差が大きくなること、また平時出水時に土砂堆積が生じないことが必要である。そのためには、スリット部の総幅は十分にせき上げしつつ、出来るだけ広く設定することが得策となる。

Ⅲ-100

設計要領（河川編）平成25年4月一部改訂

砂防編Ⅲ-101を以下のとおり差し替え

（誤）

(7) スリット形状の決定

上記で設定したスリットの深さ、スリットの総幅を用いて計画流量時の堆砂肩を計算し、堆積土砂量を算出する。この際、堆砂の高さが最大となるようにスリットの深さ、スリットの総幅を調整して決定する。

スリット幅、スリット深さの調整に際しては、以下の事項を考慮する。

- ・ 堆砂肩の式を用いて算出される堆砂量は計画上必要とする堆砂量と同等か。
- ・ ~~スリット部で計画流量を流下できるようにスリット幅、深さを設定する。~~
- ・ スリット幅は最小スリット幅以上となっているか。
- ・ スリット底部高が副堰堤天端高より **【修正】表記の修正**
- ・ スリット深さから設定される堰堤高（スリット深さ+副堰堤重複高）について、計画地点の地形・地質条件等に適用できるか。

Ⅲ-101

（正）

(7) スリット形状の決定

上記で設定したスリットの深さ、スリットの総幅を用いて計画流量時の堆砂肩を計算し、堆積土砂量を算出する。この際、堆砂の高さが最大となるようにスリットの深さ、スリットの総幅を調整して決定する。

スリット幅、スリット深さの調整に際しては、以下の事項を考慮する。

- ・ 堆砂肩の式を用いて算出される堆砂量は計画上必要とする堆砂量と同等か。
- ・ スリット幅は最小スリット幅以上となっているか。
- ・ スリット底部高が副堰堤天端高より等高か高くなる必要がある。
- ・ スリット深さから設定される堰堤高（スリット深さ+副堰堤重複高）について、計画地点の地形・地質条件等に適用できるか。

Ⅲ-101

設計要領（河川編）平成25年4月一部改訂

砂防編Ⅲ-102を以下のとおり差し替え

（誤）

（10） 透過部断面で計画対象流量を流下させることができない場合

計画流量が大きく透過部断面で計画対象流量を流下できない場合には、堆砂の高さの算定式やスリット部流下流量の算定式が適用されない。

この場合には、河床変動計算、もしくは水理模型実験によってスリットの形状を決定する必要がある。

透過部断面で計画対象流量を流下させることができない場合の検討に際しては、設定したスリット形状において、計画規模洪水時の堆砂形状（堆砂の高さ）、平時の出水において堰上げを生じないで堆砂空間が確保されること等の確認を行う必要である。

【修正】 表記の修正

Ⅲ-102

（正）

（10） 透過部断面で計画対象流量を流下できない場合

計画流量が大きく透過部断面で計画対象流量を流下できない場合には、堆砂の高さの算定式やスリット部流下流量の算定式が適用されない。

この場合には、河床変動計算、もしくは水理模型実験によってスリットの形状を決定する必要がある。

透過部断面で計画対象流量を流下できない場合の検討に際しては、設定したスリット形状において、計画規模洪水時の堆砂形状（堆砂の高さ）、平時の出水において堰上げを生じないで堆砂空間が確保されること等の確認を行う必要がある。

Ⅲ-102